

住居確保給付金セルフチェックシート

住居確保給付金申請時に以下のいずれにも該当する方が対象となります。
※住宅ローンは対象外

No.	設 問	○×
1	申請日において、離職・廃業等の日から2年以内である 又は 経済社会情勢の変動等によるやむを得ない休業等により、収入が減少している	
2	離職等の前に、主たる生計維持者であった (離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等で、申請時には生計維持者となっている場合も含む)	
3	申請日の属する月の世帯全員の収入合計額が下表①の収入基準額以下である (収入基準額＝基準額＋家賃額)	
4	申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の 所有する金融資産の合計金額が下表②の金額以下である ※新型コロナウイルス感染拡大に関する給付金・融資は算入しない	
5	生活保護、職業訓練受講給付金等を、申請者及び 申請者と同一の世帯に属するものが受けていない ※過去に住居確保給付金を受給したことがある場合は、再度の申請が可能かお問い合わせください。	
6	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない	

表① 要件収入合計額

(円)

世帯人数	基準額	収入基準額	上限の場合
1人	78,000	基準額(左記)＋ 家賃額(ただし、家賃 額は単身世帯30,700 円、2人世帯37,000円、 3～5人世帯39,900円が 上限)	108,700
2人	115,000		152,000
3人	140,000		179,900
4人	175,000		214,900
5人	209,000		248,900

表② 要件金融資産

(円)

世帯人数	金融資産・預貯金
1人	468,000
2人	690,000
3人	840,000
4人	1,000,000
5人	1,000,000

住居確保給付金の支給額について

- ・月収が基準額(表①)以下の方は、給付金支給額は家賃額
- ・月収が基準額を超え、収入基準額未満の方は以下の数式により算定された額

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

※支給となる家賃額には上限があります(表①)

(自立相談支援機関) 群馬県社協 ☎027-212-0011
東吾妻町社協 ☎0279-68-2772
長野原町社協 ☎070-2647-4810